

(地域主権一括法関連)

## (仮称) 美濃加茂市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分 等に関する条例案の概要について

### 1 条例の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」により地方公営企業法の一部が改正され、地方公営企業は、毎事業年度に生じた利益及び資本剰余金の処分については、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならないこととなりました。

当市における地方公営企業には、上水道事業及び下水道事業があります。

剰余金の処分等については、毎事業年度発生するため、事務処理の効率化の観点から、議会の議決ではなく条例の定めるところにより処理する方が事務処理の効率化を図ることができると考慮し、条例を制定するものです。

### 2 施行日

公布の日（予定）

(仮称) 美濃加茂市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する  
条例 (案)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、美濃加茂市水道事業及び下水道事業における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 美濃加茂市水道事業及び下水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、当該残額の20分の1を下らない金額を減債積立金に積み立て、残余の額を建設改良積立金に積み立てる。

2 前項の規定による積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(資本剰余金の運用の特例)

2 平成24年度及び平成25年度の事業年度に限り、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。